

報告第10号

令和7年度新宮町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第19条の規定に基づき、令和7年度新宮町水道事業会計予算繰越計算書を調製したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、議会に報告する。

令和8年6月5日提出

新宮町長 桐島光昭

令和7年度 新宮町水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						負担金	企業債	損益勘定金			
1	資本的支出	1	円	円	円	円	円	円	円	円	
		建設改良費									
		三代地区土地区画整理事業に伴う配水本管布設替工事(第2工区)	35,722,000	0	35,722,000	548,000	35,100,000	74,000	0	0	着手に必要な事前調査に時間を要したことによる繰越
		原上地区配水管布設替工事(第2工区)	31,103,000	0	31,103,000	31,103,000	0	0	0	0	下水道本管築造工事の遅れに伴う繰越
		新宮・下府地区配水管布設替工事(第11工区)	28,600,000	0	28,600,000	548,000	28,000,000	52,000	0	0	着手に必要な事前調査に時間を要したことによる繰越
		合計	95,425,000	0	95,425,000	32,199,000	63,100,000	126,000	0	0	